

海老名市職員等からの公益通報事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の規定に基づき、市職員等の職務に係る法令の遵守及び倫理の保持に関する通報等を適切に処理することに関し必要な事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、市の行政運営における適正の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員並びに市長及び副市長をいう。
- (2) 市職員等 前号に規定する市職員、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する臨時又は非常勤の職員、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者、市の出資する団体の役員及び職員、市から業務を受託し、又は請け負った事業者の役員及び従業員、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市が指定した指定管理者の役員、従業員、市を役務の提供先とする労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者並びにこれらであった者をいう。
- (3) 公益通報 市職員等の職務にかかる法令の遵守及び倫理の保持に関する通報をいう。
- (4) 通報者 公益通報を通報した市職員等をいう。

(公益通報の受付窓口等)

第3条 市職員等からの公益通報を受け付ける窓口（以下「内部公益通報受付窓口」という。）は、人事主管課とし、責任者は人事主管部等の長とする。ただし、こ

れにより難い場合の公益通報は、外部労働者公益通報制度主管課で受け付けるものとする。

(公益通報対応業務の従事者等)

第4条 市長は、内部公益通報受付窓口において受け付ける公益通報に関して公益通報対応業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者を、公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）として定めるものとする。

2 市長は、従事者を定めるときは、本人に書面により通知するものとする。

(公益通報の審査通知)

第5条 市職員等は、文書、電子メールその他任意の方法により、通報を行うことができる。

2 通報者は、氏名及び所属を明らかにし、事案発生に係る日時、場所、状況等、事案についての的確に把握できる内容を伝達しなければならない。ただし、公益通報者がやむを得ない理由がある場合は、匿名で通報等することができる。

3 公益通報は、誹謗中傷等の不正な意図、又は個人的な感情によって行ってはならない。

4 市職員の勤務条件及び人事上の処遇等に関する個人的事案は、公益通報の対象外とする。

5 市職員等以外の者から通報を受けたときは、この要綱の例により取り扱うものとする。

(公益通報の審査通知)

第6条 市長は、前条に規定する公益通報があった場合は、当該公益通報内容を審査し、通報者に対して、受理の可否を通知するものとする。ただし、匿名による公益通報については、その限りでない。

(通報者の保護等)

第7条 市長は、市職員等（法第2条第1項に定める「代理人その他の者」を含み、

退職者は除く。次項において同じ。) が、通報者に対し不利益な取扱いを行うことを防ぐ措置をとるものとする。

- 2 市長は、通報者に対し不利益な取扱いを行った者に対し、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとる。範囲外共有や通報者の探索を行った市職員等、正当な理由なく、通報又は相談に関する秘密を漏らした市職員等及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した市職員等についても同様とする。
- 3 市長は、市職員以外の通報者が、その労務提供先の事業者から不利益な取扱いを受けたと認められるときは、当該不利益な取扱いについては是正を求めることができる。
- 4 市長は、第10条第3項に規定する委員会の具申を受けた場合は、事業者には是正を求めることとし、是正が行われない場合は、その企業名を公表する等必要な措置を行うものとする。

(委員会)

第8条 市長は、市職員等又はそれ以外の者からの公益通報に関する事務を処理するため、公益通報委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

- 2 委員会は、副市長、教育長並びに人事主管部等の長及び次長をもって組織する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には人事主管部等を所管する副市長を、副委員長には他の副市長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第9条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところ

ろによる。

- 4 当該会議が、委員本人に係る公益通報について審議する場合は、当該委員は出席することができない。

(委員会の職務)

第10条 委員会は、公益通報について、正当な理由がある場合を除き、必要な調査等を行うものとする。

- 2 委員会は、市長に対し、公益通報の調査、審議の結果を報告するものとする。
- 3 委員会は、違法状態若しくは違法のおそれがあると認めるとき又は通報者が不利益を受けたと認めるときは、その是正措置について市長に具申することができる。
- 4 委員会は、必要に応じて、関係者を出席させ、その意見を求め、又は事情聴取することができる。
- 5 委員会は、調査について日時を要すると思料されるときは、調査の着手時期、調査に要する期間の見通し等を、また公益通報対象事実が確認できないときは、措置を要しない旨を市長に報告するものとする。

(結果報告)

第11条 市長は、委員会からの公益通報の調査結果及び審議結果の報告があったときは、通報者に対し速やかに報告しなければならない。

(是正措置等)

第12条 市長は、前条の報告を受けたときは遅滞なく公益通報の内容等に係る事実の確認を行うとともに、委員会の意見を尊重して、当該事実関係を是正し、再発を防止するための必要な措置を講じなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する必要な措置を講じたときはその旨を、公益通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、速やかに通報者に通知するものとする。

(是正措置等の評価)

第13条 市長は、前条第1項に規定する措置を講じたときは、その後適当な時期に当該措置が適切に機能していることを確認し、必要があると認めるときは、更に措置を講じなければならない。

(委員会の庶務)

第14条 委員会の庶務は、人事主管課において処理する。

(公益通報に係る記録の保存)

第15条 市長は、公益通報に関する記録については、公益通報に係る秘密の保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。

2 前項の記録についての保存年限は、10年間とする。

3 前項の保存年限にかかわらず、当該公益通報に関し争訟が生じていることを確認した場合にあっては、当該争訟が終結した日の属する年の翌年から10年間保存しなければならない。

(範囲外共有等の防止)

第16条 市長は、市職員等（法第2条第1項に定める「代理人その他の者」を含み、退職者は除く。次項において同じ。）が通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有すること（以下「範囲外共有」という。）を防ぐ措置をとり、範囲外共有が行われたときは、救済及び回復のための必要な措置をとるものとする。

2 市長は、市職員等がやむを得ない場合を除き、通報者を特定しようとする行為を行うことを防ぐ措置をとる。

(守秘義務)

第17条 通報者に係る個人情報及び通報事案にかかる秘密は、委員会及び人事主管課職員が管理するものとし、当該職員は、知り得た個人情報及び秘密を他に漏らしてはならない。

(公表等)

第18条 市長は、毎年、公益通報の件数、概要等について公表しなければならない。

2 市長は、市職員等に対する研修の実施その他適切な方法により、公益通報の処理の制度について教育及び周知を図るものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から適用する。